

# 常任委員会報告

総務財務委員会

## 10月定例会付託議案審査

議第90号「三原市職員の給与に関する条例及び三原市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」

【要旨】災害対策基本法等の規定に基づき、災害復旧等のために他の行政機関等から派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給することができるよう、条例の一部を改正するもの。

### 【主な質疑の内容】

問 災害派遣手当の内容は。

答 災害対策基本法に基づき、災害復旧等のために他の行政機関から本市に派遣された職員が、ホテル等の宿泊施設に滞在した場合に、1日につき6620円を支給する。本市に他市から派遣されている7名の職員について

ては、現在は、本市で用意した住居に入居しており、規則により3970円を支給することになる。

また、同手当は、実費弁償としての性格を有しており、土日・祝日も含んだ支給となるが、派遣元への報告等のために本市を離れ、帰庁する場合は支給しないことになる。

議第102号「下北方雨水ポンプ場本復旧工事委託契約の締結について」

【要旨】7月豪雨により被災した下北方雨水ポンプ場の本復旧工事の委託契約を締結することについて、議会の議決を求めるもの。

### 【主な質疑の内容】

問 契約金額が高額なため雨水ポンプの更新であると認識していたが、修理に伴う委託契約とのことである。現在の機能で今後の浸水に対応できるのか。

答 雨水への対応について



浸水した下北方雨水ポンプ場

ては、1000ミリの排水処理能力を有するポンプ1台と800ミリの排水処理能力を有するポンプ2台設置しており、現在の処理能力で今後の浸水に十分対応できるものと認識している。今回の浸水は河川の決壊によるものであるが、今後、同様の浸水が発生しないよう県と協議を行い、施設の強靱化について検討したい。

### 【採決】

採決の結果、議第90号ほか9件について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

## 厚生文教委員会

### 10月定例会付託議案審査

議第99号「三原市ひとり親家庭等医療費支給条例及び三原市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」

【要旨】所得要件等により医療費の支給資格者とならない者のうち、被災者等の特別な事情がある市長が認めたものについては、当該支給資格者として取り扱うことができるよう、条例の改正を行いたい、とするもの。

### 【主な質疑の内容】

問 医療費の支給資格対象者は。

答 この改正により新たに医療費の支給資格の対象となるのは、被災されたことにより、住家が全壊、半壊、またはこれに準ずる損害を受けた状態となった方で、その支給期限は平成31年6月30日までとなる。

議第100号「和解をし、損害賠償の額を定める(たかじん)」

【要旨】本郷町南方で発生した車両物損事故に関する損害賠償について、相手方と和解をし、その損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めたいとするもの。

### 【主な質疑の内容】

問 職員の安全運転に対する指導の現状は。

答 現在、職員に対して集合研修、伝達研修、毎月事故の発生状況を報告し、掲示板等で啓発している。今後は公用車運転時のマニュアル等の作成を検討するなど、再発防止に努めていきたい。

### 【請願審査】

請願30第2号「本郷町南方字観音平への本郷処分場の建設について」

【要旨】市に対し、本郷産業廃棄物最終処分場の建設について、民意に基づき判断をし、危険性を排除することを求めるもの。

### 【審査内容】

紹介議員 本請願は、将来懸念される河川への汚染物質流入の可能性や土砂災害の危険性の拡大など、市民の不安を取り除

くため、広島県に対し事業者に、地元関係者への誠実な対応を求めるよう働きかけるなど、市としても危険性を排除するよう取り組んでほしいという願意である。

### 委員の意見交換

委員 事業者に対し、手続き上の法的判断だけでなく、住民合意が得られるような対応や十分な説明をするよう広島県に求めるなど、民意を反映させるような市の姿勢を望む。

請願30第3号の2「水道水源の保全に関する請願」

### 【要旨】本請願の内容は、

三原市民に給水するための水源である沼田川水系の安全確保のため、市議会に対し、沼田川上流に建設が予定されている産業廃棄物最終処分場の設置許可にあたっては、広島県に、十分な安全性の担保と民意に配慮した判断を望む旨の議会決議をされたいとするもの。

### 【審査内容】

紹介議員 本請願は、処分場建設予定地に埋め立てられた産業廃棄物に

## 経済建設委員会

よって、災害を拡大し、住民に被害を与えることがないよう、また、市民に供給する水の安心安全を守るができるよう、議会決議し、広島県

に対し、処分設置許可にあたっては、十分な安全性の担保と民意に配慮した判断を望む旨の意思表明をもらいたいという願意である。

**委員** 請願趣旨にある十分な安全性の担保とは何か。

**紹介議員** 十分な安全性の担保とは、設置許可にあたって、決して災害や水質汚染につながることはないよう対応することの意味するものである。

### 【採決】

採決の結果、議案については、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決すべきものと決し、請願については、起立採決の結果、全員一致、採択すべきものとした。

また、請願30第2号については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求すべきものと決した。

請願30第3号の1「水道水源の保全に関する請願」

### 【要旨】

「将来にわたり安全な水源を確保し、市民の健康を守り、本市が発展しつづけるために、議会の権能を最大限發揮し、請願趣旨の実現に努める旨の意思表明を行うこと」、「水道水源の管理者として良好な水質の保全や安全性を脅かす要因の排除など、水源の安全性堅持を求めること」の2項目について議会決議を求めるもの。

### 【審査内容】

**委員** 「安全性を脅かす要因の排除」とは、沼田川流域の食品工場や化学工場そのものを排除することを意図するものか。

**紹介議員** 本請願はそうした工場自体の排除を願意とするのではなく、排水管理などが法令に基づき適正に行われることにより沼田川水系の水質保全や安全性を求めるものである。

**委員** 新たに工場等が立地される場合、水質管理

等の安全性について、その確保に加え、市民に対し十分な周知が必要と考えるが、本請願は、そうしたことまで求めるものか。

**紹介議員** 住民説明や地元合意は、現状の法令等によって十分に対応されているところであり、本請願をもって新たな対応を求めるのではない。

### 委員の意見交換

**委員** 水質保全上新たな企業や工場の立地を不安視する意見に対し、それらの設置にあたっては、環境基本法等の法令に基づき、水質基準の順守が細かく規定されており、沼田川水系に無防備に排水がなされるとは考えにくい。

**委員** 工場等に排水の管理を義務付ける法令等が整備されているも、その運用次第では、安全性が確保されない状況も起こりうる。

**委員** 本請願に対する表決にあたっては「安全性を脅かす要因の排除」という部分

ものか、共通認識をもって臨む必要がある。

**委員** 本請願は本市の水源の安全性を堅持することを願意とするものと解釈している。

**委員** 行政のコンプライアンスと説明責任を果たすことで安全性は確保できる。

**委員** 「安全性を脅かす要因の排除」とは、紹介議員の答弁と同様に、法の順守により安全性を確保するという趣旨であることを委員間の共有認識とする。

### 【採決】

起立採決の結果、全員一致、採択すべきものとした。



沼田川河川防災ステーションから望む沼田川

## 駅前東館跡地活用調査特別委員会

請願30第1号「三原駅前への図書館建設は中止し豪雨災害の復旧・復興事業を優先するよう求める請願」

### 【審査内容】

#### 委員の意見交換

**委員** 駅前東館跡地活用問題については、議会において、長い時間をかけて、協議、検討を重ねてきた。賛否両論あったものの、最終的には駅前への図書館建設を可とする議決に至っている。駅前の活性化も本市の課題であり、このたびの災害と駅前への図書館建設はそれぞれ別の課題として捉えるべきである。

**委員** 本事業は、駅前東館跡地への図書館建設を条件とした公募型プロジェクトにより民間事業者を選定し実施するもので、図書館建設の中止に伴う契約の解除は、図書館の設計・建築を担う民間事業者のみならず、本事業に関わる他の民間施設

の設置・運営事業者に対しても損害を与えるものであり、賠償問題を招

く恐れがある。さらに、本事業は、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画にも位置付けられており、国庫補助の対象となっており、これを中止することにはメリットより、デメリットのほうが大きい。

**委員** 災害後の本市の財政状況に関する市民への説明不足が多く、署名につながったものと認識している。市は、今後も財政状況などについて市民への説明責任を果たされたい。

### 【討論・採決】

賛成の立場から、災害からの復旧・復興と駅前東館跡地への図書館建設は別の課題として捉えることはできない。大型事業よりも市民の安心・安全な暮らしや復旧・復興の支援に取り組むための市政の転換が求められている。このため、本請願は採択すべきである、との意思表明があった。

起立採決の結果、賛成少数により、本請願は不採択となった。